

## 日本医療薬学会の共催・後援に関する取扱細則

### (目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本医療薬学会（以下、本学会）の「共催」又は「後援」の取扱いに関する基準を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本細則における「共催」又は「後援」の定義は、以下のとおりとする。

1. 「共催」とは、本学会を含む複数の学会・団体が共同で開催する催しについて、本学会がその趣旨に賛同し、本学会が企画又は人的に協力することをいう。
2. 「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本学会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。支援の内容は、原則として名義使用及び広報等により周知とする。本学会は当該催しの運営上の責任および経費の支出を負わないものとする。

### (承認の基準)

第3条 第三者が企画又は主催する学術集会、研究会、シンポジウム等に関して、「共催」又は「後援」の依頼があった場合には、次の「1」のいずれかに該当し、かつ「2」に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

1. 承認することができる場合
  - 1) 本学会会員の資質向上に有益であると認められること
  - 2) 公益性があると認められること
  - 3) 本学会の事業の目的、内容及び趣旨に照らし、適当であると認められること
2. 承認できない場合
  - 1) 営利を目的とし、特定団体等少数者の利益のみを目的とすると認められること
  - 2) 運営方法が公正でないと認められること
  - 3) 対象が極めて限定されていると認められること
  - 4) 本学会の事業の目的、内容及び趣旨に照らし、適当でないと認められること

### (共催、後援の承認)

第4条 承認の決定は次のとおりとする。

1. 本学会年会
  - 1) 年会全体への「共催」の依頼については、理事会の承認を必要とする。
  - 2) 個々のセッション、セミナー等に係る「共催」の依頼については、年会長の承認を必要とする。
2. 上記1を除く本学会の研修会、セミナー

- 1) 「共催」の依頼については、理事会の承認を必要とする。
3. 第三者が企画する催しもの
  - 1) 「共催」の依頼については、理事会の承認を必要とする。
  - 2) 「後援」の依頼については、会頭の承認を必要とする。

(手続き)

第5条 本学会への「共催」又は「後援」の依頼を申請する場合は、その主催者から趣旨、対象者、内容等を記載した申請書を本学会事務局に提出する。事務局において確認の上、第4条の基準に則り、理事会又は会頭に承認の可否を諮る。「後援」を承認したものは、理事会において報告するものとする。

- 2 本学会が「後援」を承認した催し等に関して、その催し的主催者は、終了後にその催し等の結果の報告を本学会宛てに提出するものとする。

(改廃)

第6条 本細則の改廃は、理事会の決議を経る。

附則

本細則は2021年6月1日より施行する。

制定 2020年5月31日